

令和7年度大阪府地域生活支援拠点等の市町村意見交換会

地域生活支援拠点等の取組について

吹田市 福祉部 障がい福祉室



1. 吹田市について

●人口(令和7年7月31日時点).....385,826人

●障がい者手帳所持者数(令和7年3月31時点)

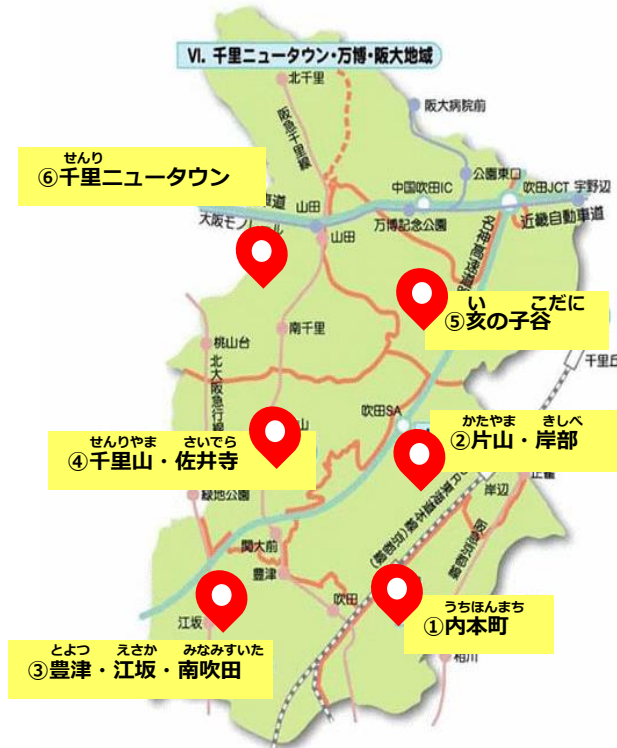
身体障がい者手帳.....12,015人

療育手帳.....3,499人

精神障がい者保健福祉手帳.....4,153人

精神通院医療利用者.....8,150人

人口総数に対する手帳所持者の比率 5.12%



基幹相談支援センター:直営

委託相談支援センター:市内6カ所

障がい福祉サービス事業所:273事業所(令和7年4月1日時点)

2. 吹田市の地域生活支援拠点等の状況

●整備状況

整備区分 : 多機能型＋面的整備

整備年度 : 平成28年度(多機能型)

拠点コーディネーター: 基幹直営のため、配置なし

検証及び検討の実施 : 自立支援協議会全体会にて報告

●多機能型地域生活支援拠点「くらしの支援センターみんなのき」

平成28年整備

施設整備補助金活用

相談支援(計画相談・地域移行支援・地域定着支援・障害児相談支援)

→①相談、②緊急時の受入れ・対応、④専門的人材の確保養成、⑤地域の体制づくり

短期入所

→②緊急時の受入れ・対応、③体験の機会・場、④専門的人材の確保養成

共同生活援助

→④専門的人材の確保・養成

①～⑤の機能を備えた多機能型地域生活支援拠点として認定実施



3. 課題と取組

●国の動向を踏まえた拠点のあり方の再検討

<課題>

- ・認定の仕組みがないため、拠点事業所が加算取得ができない
- ・どういった場合に誰が何をするのか、“吹田市の地域生活支援拠点”の整理が必要



●検討を開始

- ①多機能型「みんなのき」との話し合い
- ②認定要領制定
- ③概要作成



●拠点とは

●吹田市の現状と課題

1 地域生活支援拠点等について

1-1 地域生活支援拠点等とは

障がい児者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能（相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障がい児者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築することです。

平成31年3月 厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課「地域生活支援拠点等について～地域生活支援体制の推進～【第2版】」

1-2 求められる5つの機能

① 相談

基幹相談支援センター・障がい者相談支援センター・相談支援事業所を中心とした、障がい児者やその家族、支援者が相談できる体制の下、相談に対し、必要な情報の提供や助言、障がい福祉サービスの利用支援、障がい児者の権利擁護のための必要な援助を行う機能

② 緊急時の受け入れ・対応

短期入所等の活用による緊急時の受け入れや必要な支援の提供又は緊急時の受け入れ先の利用調整を行うとともに、その後の地域生活継続に必要なサービスの調整などを行う機能

③ 体験の機会・場

地域移行支援や親元からの自立等に当たって、短期入所や共同生活援助等の障がい福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場の提供を行う機能

④ 専門的人材の確保・養成

医療的ケアが必要な者や行動障がい有する者、高齢化に伴い重度化した障がい者に対して、専門的な対応を行うことができる体制の確保や、専門的な対応ができる人材の養成を行う機能

⑤ 地域の体制づくり

基幹相談支援センター・各障がい者相談支援センター・各相談支援事業所を活用して、地域の様々なニーズに対応できるサービス提供の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能

2 吹田市の整備状況と今後の方向性

2-1 吹田市の現状と課題

・平成28年、多機能型拠点施設として「みんなのき」を整備しました。
しかし、市の規模に対して1つの拠点が担う役割が大きすぎることや、コロナの影響、人材不足の課題があります。
・地域生活支援拠点等の設置が市町村の努力義務となり、国の示す「地域生活支援拠点等」の役割が変化してきました。

●今後の方向性

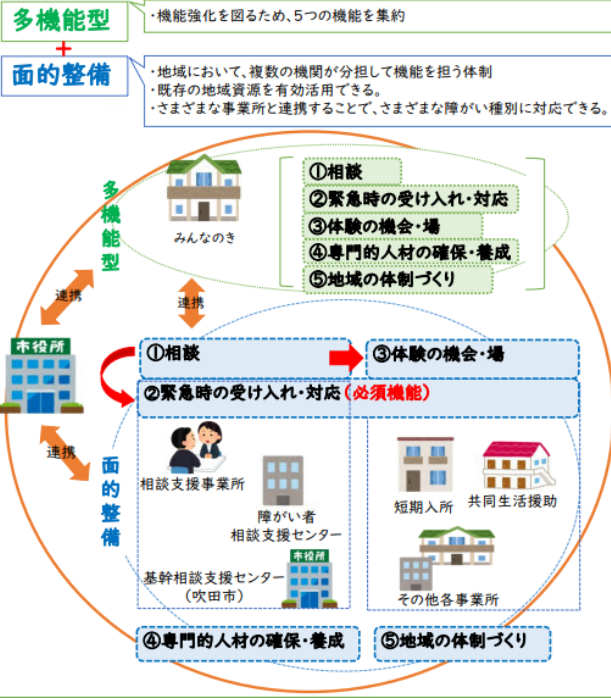
●イメージ図

2-2 今後の方向性

→多機能型に面的整備型を加え、既存の資源を生かしながら担い手を増やしていきます。
→市の地域生活支援拠点等のあり方について今後も検討を行います。

2-3 吹田市地域生活支援拠点のイメージ図

吹田市は多機能型+面的整備型として、整備を促進します。



●認定手順

3 吹田市地域生活支援拠点等の認定について

3-1 認定の要件

吹田市は、「②緊急時の受け入れ・対応」を含む2つ以上の機能を担う事業所を地域生活支援拠点等として認定します。
共同生活援助や障害者支援施設に複数の機能を付加した事業所を多機能拠点型、それ以外を面的整備型とします。
「緊急時」とは「3-2 緊急の定義」をさします。

3-2 緊急の定義

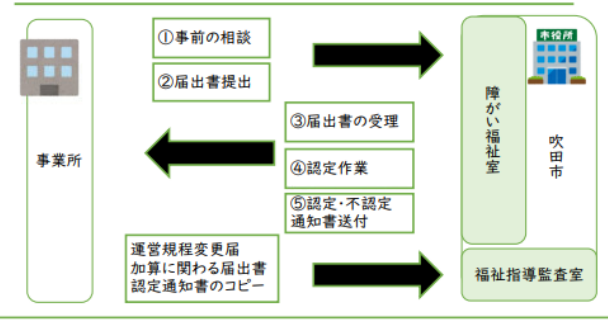
・当事者及び介護者による対応が困難な状況（状態像の変化等）
・介護者による介護を行うことが不十分若しくは、介護等を行う者がいない状況（家族等の死亡、急な入院等）
・介護者による介護を行うことが適切でないと判断される状況（虐待等）

3-3 拠点事業所の認定手順

※地域生活支援拠点等の機能を担う事業所になるためには

- 1 運営規程の変更
- 2 障がい福祉室へ届出書の提出
- 3 認定（障がい福祉室から認定通知書の送付及び市ホームページ掲載）
- 4 「運営規程の変更届」、「加算届」、「認定通知書のコピー」を福祉指導監査室へ提出

が必要となります。

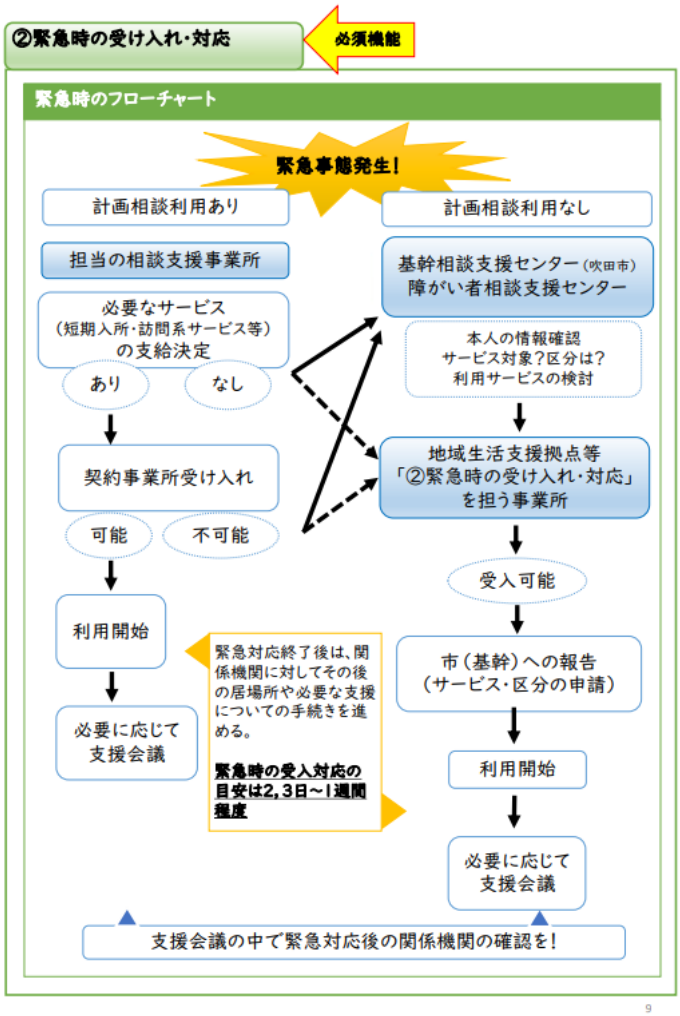


●各機能の担い手を明確に記載

4 各機能の担い手・内容について

①相談							
担う機関	基幹相談支援センター（吹田市） 障がい者相談支援センター 相談支援事業所						
機能	○障がい児・者やその家族、支援者が相談できる体制をつくります。 ○相談に対し、情報提供・助言、障がい福祉サービスの利用支援、権利擁護のための必要な援助を行います。						
対象者	緊急時に備えた支援体制構築が必要な障がい児者 <table><tr><th>対象者</th><th>対応する機関（拠点に限らず）</th></tr><tr><td>相談支援利用者</td><td>担当の相談支援事業所等</td></tr><tr><td>相談支援未利用者</td><td>基幹相談支援センター 障がい者相談支援センター （原則：地域の障がい者相談支援センター）</td></tr></table>	対象者	対応する機関（拠点に限らず）	相談支援利用者	担当の相談支援事業所等	相談支援未利用者	基幹相談支援センター 障がい者相談支援センター （原則：地域の障がい者相談支援センター）
対象者	対応する機関（拠点に限らず）						
相談支援利用者	担当の相談支援事業所等						
相談支援未利用者	基幹相談支援センター 障がい者相談支援センター （原則：地域の障がい者相談支援センター）						
運用	<相談支援事業所> ・緊急時の支援が見込めない障がい児者の把握 ・緊急時に向けた障がい福祉サービス（短期入所等）の提案、調整 ・親亡き後を見据えたニーズ確認 ・緊急時に支援が必要な障がい児者のリスト等の作成 <障がい者相談支援センター> ・本人や家族、地域からの相談時に緊急時の支援が見込めない障がい児者を把握及び情報整理 ・本人や家族等の主たる介護者の状況を把握し、障がい福祉サービス（短期入所等）につなげる ・障がい福祉サービスの利用がない場合は、緊急時の相談窓口となり、緊急時に情報提供できるように整理を行う <基幹相談支援センター> ・相談支援事業所、障がい者相談支援センターに対する助言や専門的な支援の提供を行う ・必要に応じて協働対応を行う						

●緊急時のチャート



●各機能活用事例

5 各機能の活用事例

5-1 「①相談」「②緊急時の受け入れ・対応」における事例

ケースA

<本人の状況、家族>
20代男性 知的・精神 区分4 家族：父母 支給決定：生活介護、短期入所
計画相談利用
<内容>
本人の状況が不安定となり、父に対して暴力をふるい、警察沙汰になる。本人が落ち着くまで緊急的にどこかで過ごせる場所が必要となった。

調整方法	担当相談員が単独で調整を行い、施設入所の検討も含め基幹相談と協働
緊急時の利用サービス	短期入所
支援方針	日中活動先（生活介護）では落ち着いて過ごすことができていたため、今後は一度自宅に帰り、家族との距離感を考慮しつつ、短期入所を利用し、施設入所先を検討する。

<同様ケースの想定対応機関>
相談支援事業所、基幹相談支援センター、障がい者相談支援センター
短期入所、共同生活援助、警察、病院等

ケースB

<本人の状況、家族>
40代女性 身体・知的 区分5 家族：母 支給決定：生活介護、短期入所
セルフプラン利用
<内容>
母が長期入院となったため、本人が長期で過ごせる場所が必要となった。以前より共同生活援助利用の検討を行っていた。

調整方法	障がい者相談支援センターが単独で調整
緊急時の利用サービス	短期入所
支援方針	母の入院中は短期入所を利用しながら今後の共同生活援助の利用の検討を行う。

<同様ケースの想定対応機関>
相談支援事業所、基幹相談支援センター、障がい者相談支援センター
短期入所、共同生活援助、訪問系サービス等

状態、状況によっては、医療機関や警察との連携も必要となります。
緊急時は一時的な対応の検討に迫られますが、中長期的な支援の視点を持ちながら対応方針を決定する必要があります。

吹田市は多機能型+面的整備型として、整備を促進します。

多機能型

・機能強化を図るため、5つの機能を集約

面的整備

- ・地域において、複数の機関が分担して機能を担う体制
- ・既存の地域資源を有効活用できる。
- ・さまざまな事業所と連携することで、さまざまな障がい種別に対応できる。



みんなのき

- ①相談
- ②緊急時の受け入れ・対応
- ③体験の機会・場
- ④専門的人材の確保・養成
- ⑤地域の体制づくり

①相談



②緊急時の受け入れ・対応(必須機能)



③体験の機会・場



④専門的人材の確保・養成

各種研修の実施
資格取得支援

⑤地域の体制づくり

居場所づくり・連携

3-1 認定の要件

吹田市は、「②緊急時の受け入れ・対応」を含む2つ以上の機能を担う事業所を地域生活支援拠点等として認定します。共同生活援助や障害者支援施設に複数の機能を付加した事業所を多機能拠点型、それ以外を面的整備型とします。「緊急時」とは「3-2 緊急の定義」をさします。

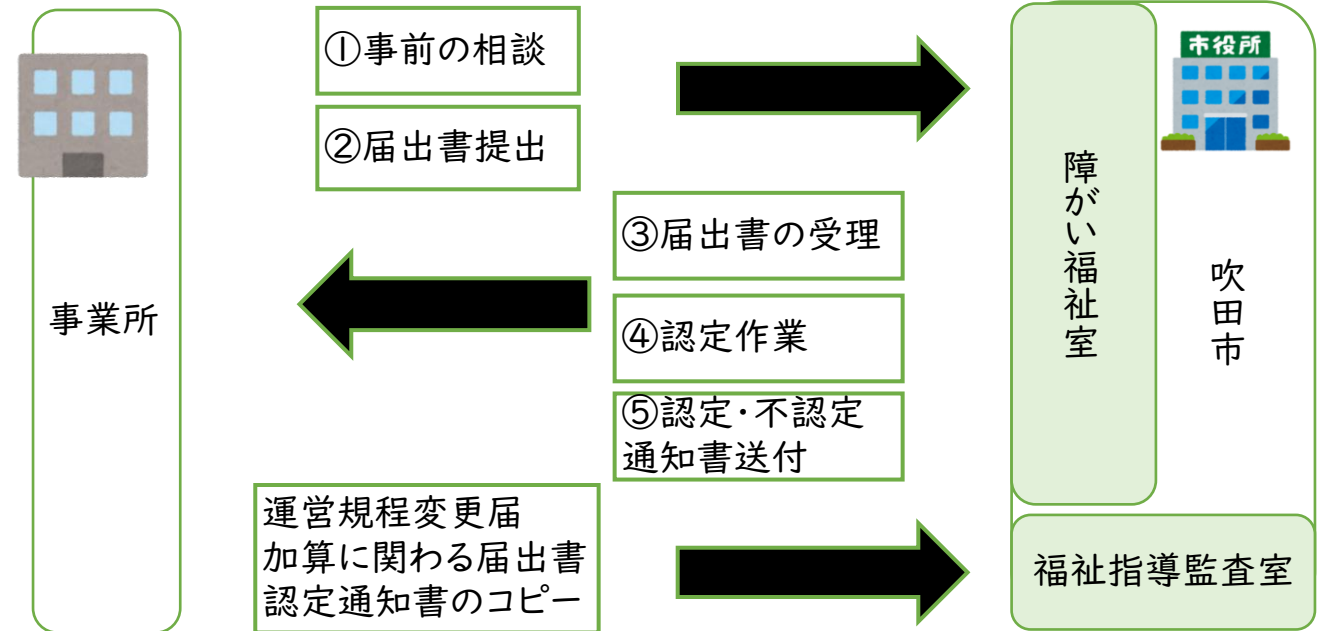
3-2 緊急の定義

- ・当事者及び介護者による対応が困難な状況（状態像の変化等）
- ・介護者による介護等を行うことが不十分若しくは、介護等を行う者がいない状況（家族等の死亡、急な入院等）
- ・介護者による介護等を行うことが適切でないと判断される状況（虐待等）

3-3 拠点事業所の認定手順

※地域生活支援拠点等の機能を担う事業所になるためには

- 1 運営規程の変更
- 2 障がい福祉室へ届出書の提出
- 3 認定（障がい福祉室から認定通知書の送付及び市ホームページ掲載）
- 4 「運営規程の変更届」、「加算届」、「認定通知書のコピー」を福祉指導監査室へ提出が必要となります。



吹田市地域生活支援拠点のイメージ図

①相談

担う機関	基幹相談支援センター（吹田市） 障がい者相談支援センター 相談支援事業所						
機能	○障がい児・者やその家族、支援者が相談できる体制をつくります。 ○相談に対し、情報提供・助言、障がい福祉サービスの利用支援、権利擁護のための必要な援助を行います。						
対象者	緊急時に備えた支援体制構築が必要な障がい児者 <table><tr><th>対象者</th><th>対応する機関（拠点に限らず）</th></tr><tr><td>相談支援利用者</td><td>担当の相談支援事業所等</td></tr><tr><td>相談支援未利用者</td><td>基幹相談支援センター 障がい者相談支援センター （原則：地域の障がい者相談支援センター）</td></tr></table>	対象者	対応する機関（拠点に限らず）	相談支援利用者	担当の相談支援事業所等	相談支援未利用者	基幹相談支援センター 障がい者相談支援センター （原則：地域の障がい者相談支援センター）
対象者	対応する機関（拠点に限らず）						
相談支援利用者	担当の相談支援事業所等						
相談支援未利用者	基幹相談支援センター 障がい者相談支援センター （原則：地域の障がい者相談支援センター）						
運用	<相談支援事業所> ・緊急時の支援が見込めない障がい児者の把握 ・緊急時に向けた障がい福祉サービス（短期入所等）の提案、調整 ・親亡き後を見据えたニーズ確認 ・緊急時に支援が必要な障がい児者のリスト等の作成 <障がい者相談支援センター> ・本人や家族、地域からの相談時に緊急時の支援が見込めない障がい児者を把握及び情報整理 ・本人や家族等の主たる介護者の状況を把握し、障がい福祉サービス（短期入所等）につなげる ・障がい福祉サービスの利用がない場合は、緊急時の相談窓口となり、緊急時に情報提供できるように整理を行う <基幹相談支援センター> ・相談支援事業所、障がい者相談支援センターに対する助言や専門的な支援の提供を行う ・必要に応じて協働対応を行う						

各機能ごとに以下を記載。「誰が」「何を」を明確に

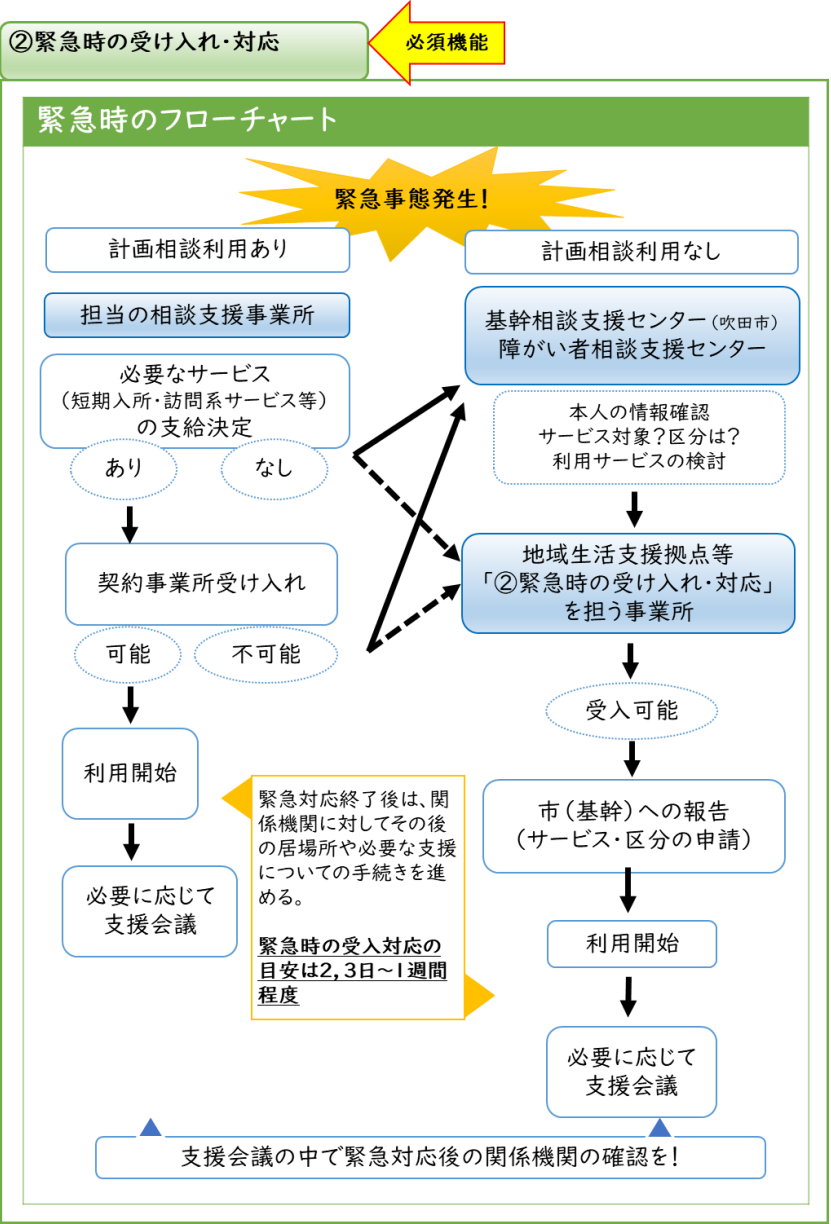
○担う機関

○機能

○対象者

○運用

吹田市地域生活支援拠点のイメージ図



市として必須機能とした「②緊急時の受け入れ・対応」の機能については緊急時のフローチャートを示した。

- 計画相談利用のあり、なしで主となって動く機関を整理
- 緊急事態発生～サービス利用開始～緊急対応後の動きを確認

5 各機能の活用事例

5-1 「①相談」

「②緊急時の受け入れ・対応」における事例

ケースA

<本人の状況、家族>
20代男性 知的・精神 区分4 家族:父母 支給決定:生活介護、短期入所
計画相談利用
<内容>
本人の状態が不安定となり、父に対して暴力をふるい、警察沙汰になる。本人が
落ち着くまで緊急的にどこかで過ごす場所が必要となった。

調整方法	担当相談員が単独で調整を行い、施設入所の検討も含め 基幹相談と協働
緊急時の利用サービス	短期入所
支援方針	日中活動先（生活介護）では落ち着いて過ごすことができ ているため、今後は一度自宅に帰り、家族との距離感を考慮し つつ、短期入所を利用し、施設入所先を検討する。

<同様ケースの想定対応機関>
相談支援事業所、基幹相談支援センター、障がい者相談支援センター
短期入所、共同生活援助、警察、病院等

ケースB

<本人の状況、家族>
40代女性 身体・知的 区分5 家族:母 支給決定:生活介護、短期入所
セルフプラン利用
<内容>
母が長期入院となったため、本人が長期で過ごす場所が必要となった。以前よ
り共同生活援助利用の検討を行っていた。

調整方法	障がい者相談支援センターが単独で調整
緊急時の利用サービス	短期入所
支援方針	母の入院中は短期入所を利用しながら今後の共同生活援 助の利用の検討を行う。

<同様ケースの想定対応機関>
相談支援事業所、基幹相談支援センター、障がい者相談支援センター
短期入所、共同生活援助、訪問系サービス等

状態、状況によっては、医療機関や警察との連携も必要となります。
緊急時は一時的な対応の検討に追われますが、中長期的な支援の視点を持ちながら対
応方針を決定する必要があります。

○各機能について事例を掲載

4. 重度障がい者の緊急対応事例

●強度行動障がいのある方の緊急対応例

母子世帯(8050世帯)の母が急死。

強度行動障がいのある子(本人)のみで自宅で過ごすことは困難なため、相談支援事業所と自宅を緊急訪問。

本人の様子を確認・不安軽減を図りながら、短期入所や共同生活援助等の緊急受け入れ先を数十件あたり、共同生活援助で受け入れ可能となった。

受け入れにあたって日中の支援、見守りも必要となることから生活介護の事業所と送迎時間等も調整。

相談支援事業所、共同生活援助と日々連絡を取り合いながら、ご本人の様子や本人意向の確認、安定した生活の実現の支援を行った。

→基幹相談支援センターが直営であることから、市が上記の対応の中心を担ったケース。

課題は「緊急受け入れ先」をどう確保していくか。

重度の方ほど、日頃の関係性、“本人を知っているかどうか”は支援者にとってとても重要。

何よりも本人の負担を考えると、いかに「何もない時」に準備ができるかが重要。

5. 運用状況の検証・検討について

●自立支援協議会全体会にて年に1回報告

令和4年度、令和5年度……吹田市としての方向性

令和6年度………概要に基づき拠点の説明実施

多機能型みんなのきから現状報告

自立支援協議会議事録をHP上で公開

→今後の課題

検証・検討方法についての整理が今後必要

報告のみで、議論ができていない

6. 今後の課題と他市町村に聞きたいこと

●今後の課題

- ・検証検討の課題
- ・拠点の議論を深める仕組み、周知
- ・面的整備の担い手をどうやっていくか

●他市町村に聞きたいこと

- ・基幹直営市町村については、今後コーディネーターをどう展開される予定？
- ・地域移行を見据えた「体験の機会・場」をどのように実施されているか。
- ・拠点についての議論をどういった形で行っているか
- ・拠点施設の加算取得状況はどうか？